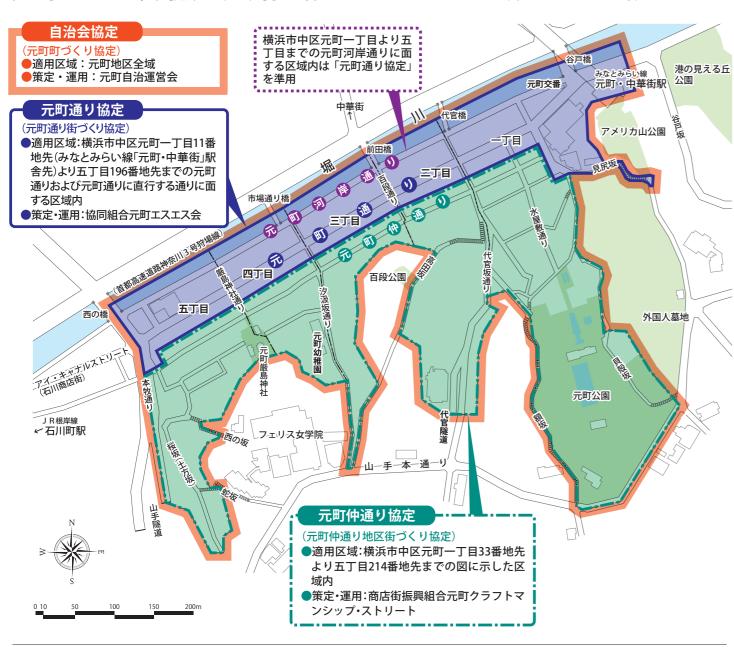
#### 元町まちづくり協定 適用区域



「自治会協定(住む人のルール)」のお問い合わせ

### 元町自治運営会

横浜市中区元町5-208

TEL.045-681-8087

「元町通り協定(商う人のルール)」のお問い合わせ

協同組合元町SS会

横浜市中区元町1-14

TEL-045-641-1557

「元町仲通り協定(商う人のルール)」のお問い合わせ

商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート

横浜市中区元町3-132 HSビル204号

TEL.045-663-1413

くわしくは 「元町公式ルールブック」を ご覧ください



元町公式ルールブック 届出様式のダウンロード 住む人、商う人、働く人のまちづくりルール 元町まちづくり協定

事前の

元町では、 新築・増改築や 新路の看板などの を が必要です

元町まちづくり協定は、「横浜市地域まちづくり推進条例」に基づく「地域まちづくりルール」 の認定を受けています。これにより、協定を運用する各組織だけでなく、行政による助言・指導・ 勧告等が可能となり、官民協働によるまちづくりを推進しています。



## 住む人、商う人、働く人のまちづくりルール

## こんなときには、届出が必要です。



届出様式ダウンロード

ルールの内容と届出の手続きについては元町公式ルールブックをご覧ください

土地区画形質の変更(敷地に土を入れ る等の造成工事 など)

建築物等の用途の変更(事務所から飲 食店へ、車庫から物販店へ など)

建築物等の建設(建物の新築・増改築 をする、建物の位置を動かす など)



建築物等の形態又は意匠の変更(外 壁の変更、屋根の葺き替え など)



工作物の設置(道路占用物件を設置す る、塀、フェンス等を設ける、自動販売機 を設置する、電柱を設置する など)

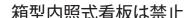


※自動販売機は、元町通りおよび元町通りに直行 する通りに面して設置することは禁止されています。

屋外広告物等の設置または取り替え



デジタルサイネージ、 映像装置類は店舗内で





文字が光るのはOK 中呉服の丸中



道路または民地歩道の掘削(舗装の 掘削、掘り返し、地下埋設物の設置ま たは撤去 など)

> 置き看板や店頭販売は民地内 あるいは元町通り、元町仲通り の民地歩道内に限ります。道路 上に設置されたものは「屋外広 告物法」にもとづく違反行為と して除却等の対象となります。



解体工事、内装工事、道路または民地 歩道を利用して行う各種工事



地区計画における認定や建築確認申請等の行政手続きが必要な行為の場合は、 それらの手続きを開始する30日以上前、 それ以外の行為については、工事等を実施する30日以上前に届出を行ってください。

#### 営業時間について

営業のコアタイムを11:00~ 19:00として、街全体のにぎわい を維持することへのご協力を お願いします。また、夜のにぎわい を維持するため、19:00以降の 営業もお願いします。

#### 軒下照明の夜間点灯について



夜間の防犯、住民・ 来街者の安全のために、 軒下照明(または玄関灯) を日没から日の出まで 点灯していただくよう、 お願いします。

# こんなときは、

# 事前に

ご相談ください。

- ●元町に新たに出店する計画がある。
- ●今の店舗をリニューアルして営業を再開したい。
- ●店舗の看板を付け替えたい。店舗入口に置き看板を作りたい。
- ■建物が傷んできたので、外壁塗装をしようと思っている。
- ■屋根の葺き替えを予定している。
- ●新築は未定だけど、とりあえず建物は解体して平地にしておく。

問い合わせ先は裏面を参照して下さい